

2025年9月10日
〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

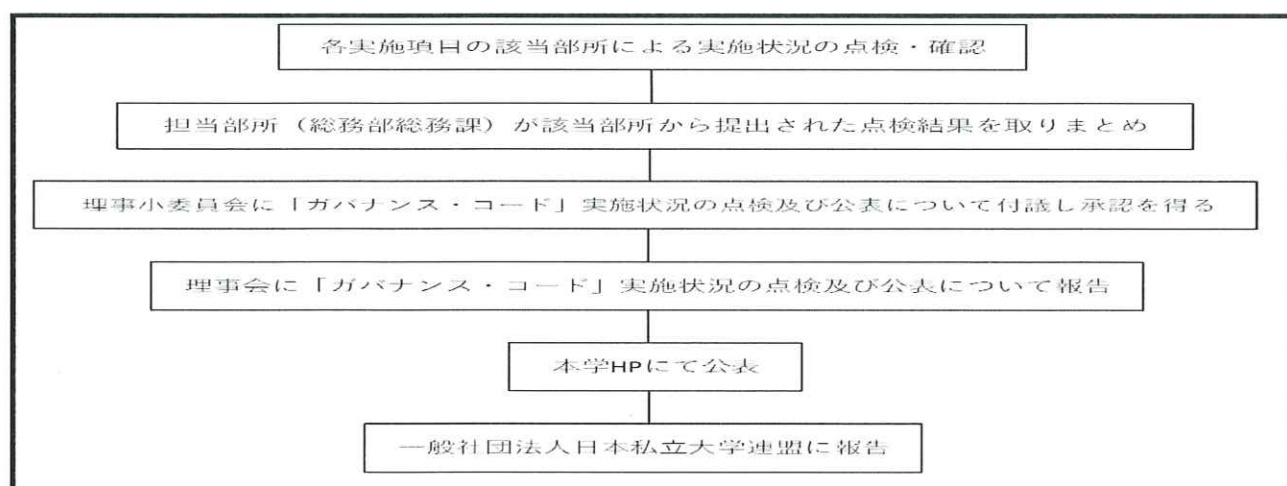
1. 法人名等

法 人 名	学校法人中村産業学園
法 人 代 表 者	岩崎 和人
担 当 部 署	総務部総務課
お 問 合 せ 先	092-673-5511

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた遵守原則に基づき、当該基本原則を順守できている。 なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。 https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/

遵守原則1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	中期計画（2021～2030）は、教学の事項は「教育分野」、人事、施設及び財務に関する事項は「経営基盤分野」に盛り込み、理事会・評議員会の審議を経て決定している。進捗状況も理事長を委員長とし、学長、副学長、常務理事などを中心とする中期計画進捗管理委員会で確認するなど、組織的な体制によりガバナンス機能を高めており、すべての実施項目を満たしている。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた遵守原則に基づき、当該基本原則を順守できている。 なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。 https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/

遵守原則 2－1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	2025年度からのクォーター制開始に向けたカリキュラムの見直しに伴い、全学部においてポリシーを再確認し、カリキュラムマップをHPに掲載した。また、教育の質保証の取り組みの一環として、CLノート（学修ポートフォリオ）、ナンバリング、ルーブリック等を整備した。IRに関する体制の整備と活動の推進については、「成長の証アンケート」を全学年を対象に実施。また、ファクトブックをHPに公開し、IR活動の一環として説明責任を果たすとともに、学内へ本学の現状の共有を図った。

遵守原則 2－2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	社会・地域貢献活動は、本学園の中期事業計画に重点項目として位置づけられていることから、社会問題や社会課題に対して、自発的・主体的に取り組む環境が整っている。災害等による復興支援や地域の課題解決や地域振興のためのボランティア活動に932人が参加した。（復興支援270人、地域の課題解決270人、地域振興活動448人）また、生涯学習の一環として、地域住民対象の公開講座を実施している。2024年度は40講座以上を開講し、地域住民の多様な学習ニーズに応えている。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた遵守原則に基づき、当該基本原則を順守できている。 なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。 https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/

遵守原則 3－1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクسプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事の職務執行について監督機能と監査機能の向上を図るため、監事定数を3人とし、うち2人を常勤としている。また、監事監査を支援し、内部監査を行う監査室を設置するとともに、監事監査については、各部所が十分な情報提供を行っている。2025年度から施行された改正私学法に基づき、寄附行為も改正を行い、理事会のガバナンスの充実と、その職務執行に対する監督機能をより充実させた評議員会を中心に、監事機能の実質化のため、選任方法の工夫・改善、支援体制の整備を行い、すべての実施項目を満たしている。

遵守原則 3－2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	内部統制体制の確立については、2025年度から施行された改正私学法と併せて、文科省令で定める内部統制システムの整備が必要となるため、「コンプライアンス推進規則」や「リスク管理規程」を制定するなどして、適切で有効な内部チェック機能を高めている。既にハラスメント通報システムや、研究費の管理・監査体制は構築されており、さらに公益通報者保護法や個人情報保護法の趣旨に合わせて規程整備を行うなどすべての実施項目を満たしている。

遵守原則 3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	・ 広く社会に情報公開を行うため「情報公開規程」を制定し、学園及び学校の基本情報や、経営及び財務に関する情報等をHPにおいて公開している。また、中期計画においては全8分野の進捗を事業報告書を通じて公表しており、内部質保証についても認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等をHPで公開しており、すべての実施項目を満たしている。 ・ 本学園HPの情報の内容精査及び更新頻度に留意している。また、項目（受験生、在学生、卒業生、一般の方等）ごとに分類し、包括性・継続性及び一貫性を持って情報を公開している。事業報告書においては写真や表・グラフを多用し、必要に応じ、動画を製作し、HPで公開している。文書は平易な表現を行い、大学用語に注釈をつけるなど、広く理解が得られるよう公開方法を工夫している。今後はSNSなどを利用した情報発信の一層の充実が必要である。

基本原則「４．継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた遵守原則に基づき、当該基本原則を順守できている。 なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。 https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/

遵守原則４－１ 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事会及び評議員会の機能実質化に関する項目は「理事・評議員への外部人材の登用」など現行において対応済である。さらに2025年4月1日施行の改正寄附行為において、役員及び評議員等の定数、構成等を工夫し、有効な相互牽制が働くよう、権限と責任の明確化を図った。また、2023年度から全教職員向けに「教職員ポータルサイトalbo」を開設し、各種連絡通知、会議等の情報、規程改正などを効率的に情報共有し、ガバナンス機能の向上を図った。

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	・ 寄附募集活動の推進組織として、募金推進委員会を設置し、SNSによる卒業生等とのネットワーク構築や使途指定型募金（テーマ募金）の活用成果を紹介するなどの取り組みを行っている。また、教育研究活動の継続的な財政基盤の安定化や外部資金の活用等の組織的な運営を行うため、事務組織を改組し産学共創・研究推進本部が設立された。 ・ 従来からの「危機管理規程」に加え、行政等（警察・消防）のアドバイスを受け、現場での初期対応を具体化した「学校法人中村産業学園危機管理マニュアル」を2024年1月に策定し、全教職員に周知した。また、2023年度から継続的に、全学生及び全教職員を対象にSNSを使用した安否確認訓練を実施している。さらに「防犯カメラ規程」を整備し、学内20か所以上で防犯カメラが稼働し、事件・事故防止及び犯罪抑止力を高めるなど、危機管理体制を充実させている。

2. 追加事項

特になし
